

65歳以上対象
高齢者補聴器
購入費助成

令和8年度から 高齢者補聴器購入費助成の 対象者要件・助成金額が拡充されます



聴力機能の低下により日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、高齢者の社会参加及び地域交流を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成しています。このたび、対象者条件の一部を緩和するとともに、助成額を引き上げ、さらに利用しやすくなります。補聴器を活用し、ヒアリングフレイルの予防につなげましょう。

(1)対象者条件の緩和

<対象となる両耳の聴力レベル要件>
(旧)50デシベル以上70デシベル未満



(新)**40デシベル以上**70デシベル未満

<意見書を記載できる医師の要件>

(旧)身体障害者福祉法第15条第1項に規定する都道府県知事が指定した医師(身体障害者手帳の意見書を記載できる医師)



(新)**耳鼻咽喉科**の医師

(2)助成金額の引き上げ <助成金額の上限> (旧)2万円 → (新) **3万円**

対象となる補聴器

医療機器認証番号の表示があり、医師が補聴器の使用が必要だと認める耳に装用する補聴器

※見積書等で医療機器認証番号を確認します。



助成金額

補聴器1台分の購入費用の2分の1(**上限3万円**)

※附属品の購入に要する経費、送料、診察料、文書料等は含みません。

対象者

- ・町在住の65歳以上の人
 - ・両耳の聴力レベルが **40デシベル以上**70デシベル未満 または一側耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが70デシベル以上
 - ・聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない人
 - ・**耳鼻咽喉科**の医師から補聴器の必要性を認める意見書を受けられることができる人
 - ・町税を滞納していない人
- ※初めて申請される人または交付決定を受けてから5年を経過した人が対象です。

事前申請に必要なもの

- ・助成金交付申請書
- ・医師が作成した助成金交付意見書
- ・町税の納付を証明する書類※
- ・購入を予定する補聴器の見積書
- ・本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)



申請場所・問合せ

福祉課(☎内線126)



申請の流れ

※購入前に事前申請が必要です。

<事前申請>

- ①耳鼻咽喉科へ受診、意見書を記載してもらう。
- ②購入予定の補聴器の見積書を取得する。
- ③役場へ申請書類(左記記載)を提出する。
⇒役場で審査後、交付の可否を通知します。

<交付可の場合>

- ※購入後2ヶ月以内(年度内)に請求が必要です。
- ④補聴器を購入後、下記の書類を提出する。
 - ・領収書の写し・納品書など補聴器の型番がわかる書類⇒申請者本人名義の指定口座に助成金を振り込みます。